

介護予防支援業務・ 介護予防ケアマネジメント業務 の受託



介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

(概要)

- ・ 介護予防支援業務は地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が実施。
- ・ 介護予防ケアマネジメント業務については、地域包括支援センターが実施。
- ・ 所定の研修を修了し、地域包括支援センター運営協議会で承認を得た指定居宅介護支援事業所へ委託することも可能。（※ケアマネジメントCを除く）

(地域包括支援センターの課題)

- ・ 地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者の総合相談業務などの本来業務が増大。
- ・ 国の社会保障審議会介護保険部会においても、地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務の負担が大きいこと等について議論。

介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務の受託

(対応)

▶地域包括支援センター職員 1 名あたり25件 を
作成目安として設定。

(さいたま市地域包括支援センター運営協議
会の意見も踏まえて)

▶居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対
象を拡大。

(令和 6 年度報酬改定)

**【居宅介護支援事業所 及び
設置法人のみなさんへ】**

地域包括支援センターから依頼がありましたら、

“1 件でも多く受託にご協力を”

お願いします。

* 今後の国等の動向にも注視してください。

「さいたま市ケアマネジメントマニュアル」をご活用ください

- ・さいたま市が目指すケアマネジメント等、
市の方針等が記載されているため、業務に活用いただきたい。

ケアマネジメントマニュアル

さいたま市 介護予防支援業務
介護支援課
さいたま市福祉政策課

さいたま市

